

# 岡田事務所通信

令和3年 **10** 月号 (第194号)

社会保険労務士法人岡田事務所

〒080-2471 帯広市西 21 条南 2 丁目 21 番 13 号

TEL : 0155-33-5535 FAX : 0155-33-5604

E-mail : support@office-okada.jp

URL : <http://www.office-okada.jp/>

## 小学校休業等対応支援金を再開 個人申請可能に 厚労相

厚生労働大臣は、新型コロナウイルスの感染拡大で子どもの通う小学校などが臨時休校して仕事を休まざるを得なくなった保護者への支援金の支給を再開すると発表しました。本支援金は3月末に終了していましたが、新学期を迎えるなかで感染が再拡大しているため再び支援します。

8月1日から12月31日までに取得した休暇を対象とし、労働者が個人で直接申請できるようにする予定です。支給額などの詳細は検討中で、あらためて公表します。7月末までに臨時休校を理由に取得した休暇については、現在実施中の「両立支援等助成金」で対応します。

本支援金は企業が申請する必要があり、保護者らから見直しを求める声が上がっていました。

## コロナで内定取り消し 124 人 今春卒 2 年連続で高止まり

厚生労働省は、今年3月に卒業した高校生や大学生の採用内定取り消しが、8月末時点で136人(37事業所)だったと発表しました。うち、新型コロナウイルスの影響によるものが124人(25事業所)と9割を超えました。2020年3月卒業の211人(82事業所)に比べて減ったものの、2年連続で100人を上回っており、高止まりの状態が続いています。

内定取り消しは解雇に相当し、客観的で合理的な理由がない場合は無効となります。これとは別に入社時期を遅らされた人が157人おり、厚労省が新卒者対象のハローワークで相談に応じています。

## 7月の有効求人倍率 1.24 倍 ハローワーク帯広

帯広公共職業安定所が8月31日に発表した7月の十勝の雇用情勢によりますと、有効求人倍率は1.24倍(前年同月比0.03ポイント減)で、2カ月連続で前年同月を下回りました。有効求人倍率は求職者1人当たりの求人件数を表し、7月の新規求人数は1912人(前年同月比5.2%減)で3カ月ぶりに前年を下回りました。産業別では、サービス業が155人(同26%増)、製造業が110人(同25%増)、建設業が275人(同17.5%増)、宿泊業・飲食サービス業が137人(同6.2%増)と増加した一方、運輸業・郵便業107人(同25.2%減)、卸売・小売業288人(同18.2%減)、医療・福祉497人(同8.3%減)となりました。

新規求職者のうち、無業者は66人で40.4%増となり、コロナの影響による家庭の収入減でパートの仕事を求める主婦らが増えているということです。なお、新型コロナウイルスの影響による解雇者数(予定含む)は30日現在、前月より10人増えて累計318人となりました。

## 65歳超雇用推進助成金の今年度の新規申請受付が停止

厚生労働省は65歳超雇用推進助成金のうち、65歳以降の継続雇用延長、65歳までの定年引き上げの取り組み等を行う企業を支援するための「65歳超継続雇用促進コース」について、多数の申請があったため、本年度の新規申請受付を、令和3年9月24日をもって終了することを発表しました。



- 十勝岳温泉 -

## ◆ ご存知ですか？ ◆ 【 脳・心臓疾患の労災認定 】

脳・心臓疾患は、その発症の基礎となる動脈硬化などの病変等が、主に加齢、食生活、生活環境等の日常生活による諸要因や遺伝等による要因により形成され、それが徐々に進行、憎悪し、発症するものですが、仕事が特に過重であったために血管病変等が著しく憎悪し、その結果、脳・心臓疾患が発症した場合には、仕事が発症に当たって、相対的に有力な原因となったものとして、労災補償の対象となることがあります。その労災認定基準が20年ぶりに改定され9月15日より運用が始まっています。(今月号資料添付)

## 事務所より

早いもので今年もあと3ヶ月程となり、十勝は朝晩急に冷え込むようになってきて、山沿いの方では紅葉も少しずつ進んできました。年初から新型コロナウイルスに振り回される日々で、以前のような生活や仕事ができない中で1年ですが、例年よりさらにあっという間に年末が近づいてきている感があります。それでも少しずつ状況が変わってきている面もありますので、気持ちを前向きに日々を過ごしていきたいものです。

日本能率協会が行った「新型コロナ感染拡大における事業や働き方への影響」についての調査結果によりますと、社員・職場への影響として「ストレスを抱える従業員が増えた」との回答が55.0%となり、「社員同士の意思疎通が難しくなった」「人材育成がしにくくなった」との回答も半数近くに上ったということです。新型コロナの流行がなかなか収束の兆しが見えない中、公私ともに感染対策に神経を尖らせ、コロナ前のような社内コミュニケーションを取りづらい状況において、仕事以外の部分も含め、心労が溜まっている従業員さんも多いかと思えます。経営者側として職場でできることは限られるかもしれませんが、日々従業員さんの様子に目を配り、変わった様子があれば声をかけたり、周りに状況を聞いてみる等、出来る範囲でコミュニケーションを取る事が重要かと思えます。

## 業務内容

### 社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 各種助成金・給付金等の申請
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成

### 行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・ 法人設立関係書類作成手続
- ・ その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

先月号でもお伝えしましたが、10月1日より北海道の最低賃金が889円になります。時給者だけでなく月給、日給者の方についても月や1日の所定労働時間で時給額を算出し、最低賃金を割っていないかの確認が必要となりますので、ご注意ください。又、10月下旬より健康保険の被扶養者資格の再確認について協会けんぽの方から確認書類が送られると思えますので、こちらについては事業所でご提出いただくものですが、記入内容や記載方法等でご不明な点等ありましたら、弊社までご相談ください。

